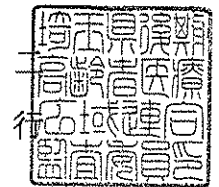


埼玉県後期高齢者医療広域連合監査委員告示第2号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成21年2月2日付け埼玉県後期高齢者医療広域連合監査委員告示第1号で公表した定期監査の結果に基づき、埼玉県後期高齢者医療広域連合長から措置を講じた旨の報告があったので、別紙のとおり公表します。

平成21年2月4日

埼玉県後期高齢者医療広域連合監査委員 矢部謙  
同 新井勝



## 指摘事項措置報告書

総務課

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1 収入事務</p> <p>(1) 指定金融機関が提供した担保(現金)に係る預金利子について、会計上の受入れ手続き(調定)を行っていなかった。</p> <p>(2) 指定金融機関が提供した担保(現金)について、会計上の受入れ手続きを行っておらず、財務会計システムや帳簿等への計上も行っていなかった。</p>	<p>1 収入事務</p> <p>(1) 一般会計に歳入科目を新設し、預金利子の収入調定を行いました。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>一般会計</p> <p>5 款 諸収入</p> <p>1 項 預金利子</p> <p>1 目 預金利子</p> <p>1 節 預金利子</p> <p>2 細節 歳計外現金預金利子 (新設)</p> </div> <p>(2) 担保の入金決定を行うとともに財務会計システム及び帳簿等へ計上しました。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>歳入歳出外現金</p> <p>1 款 保証金</p> <p>3 項 その他保証金</p> </div>